

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 20 年告示第 68 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 17 年規則第 39 号）第 105 条の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 9 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象業務

業 務 名 （ 発 注 課 ）	令和 7 年度 佐久市人権問題に関する市民意識調査委託業務 （ 市民健康部人権同和課 ）
業 務 場 所	佐久市全域
業 務 概 要	第五次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画策定のために実施する、佐久市内に住所を有する 18 歳以上の市民から無作為抽出による 1,000 人を対象とするアンケートの集計・分析および報告書の作成業務 一式
履 行 期 間	契約日から令和 8 年 2 月 27 日まで

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記業務の事後審査型一般競争入札に参加できる者は、公告の日から落札決定の日までの間、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は佐久市財務規則第 103 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- （２）佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項第 1 号及び同条第 4 項の規定に該当していないこと。
- （３）佐久市の令和 7 年度物品購入等入札（見積）参加登録者名簿に登録されている者であって、種別・営業品目「14 その他の業務 2」の「18 調査業務」の区分に登録があること。また、有資格者名簿の地区情報において市内、準市内、県内のいずれかに登録があること。
- （４）過去 5 年以内（令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）に、地方公共団体において本業務と同様の業務実績があること。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設 計 図 書 等 の 閲 覧	令和 7 年 7 月 9 日（水）から 入 札 日 ま で	・市ホームページへの掲載、佐久市市民人権同和課（本庁 2 階）
入 札 参 加 申 請 受 付	令和 7 年 7 月 9 日（水）から 令和 7 年 7 月 23 日（水）まで （最終日は午後 5 時 15 分まで）	・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）」原本・副本各 1 部、「誓約書」1 部および、入札参加資格要件の（4）の業務実績が確認できるものとする。（業務実績については、契約書、業務完了及び業務内容が確認できるもの）。 ・佐久市市民健康部人権同和課（本庁 2 階）へ持参又は郵送により提出のこと。ただし、郵送の場合は書留郵便とし受付期間内必着とする。
設 計 図 書 等 の 入 手	令和 7 年 7 月 9 日（水）から 入 札 日 ま で	・金抜設計書及び仕様書は市ホームページよりダウンロードすること。

設計図書等に関する 質 問 受 付	令和 7 年 7 月 10 日（木）から 令和 7 年 7 月 23 日（水）まで （最終日は午後 5 時 15 分まで）	・ 質問書様式は市ホームページよりダウンロードすること。質問内容がわかるように具体的に記載すること。 ・ 佐久市市民健康部人権同和課へ持参又はメールすること。
質問回答の期日・方法	令和 7 年 7 月 25 日（金）以降	・ 発注課より市ホームページにて回答する。
入札開札日時・場所	令和 7 年 7 月 31 日（木） 午前 9 時 00 分から（郵送不可）	・ 佐久市役所 南棟 3 階会議室
落札者の決定等	・ 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・ 落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・ 審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者 1 人が確認できるまで行うものとする。 ・ 落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して 2 日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・ 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し Eメールの方法により連絡する。 ・ 入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書（様式第 4 号）により通知する。 ・ 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（閉庁日の場合はその翌日）以内に、市に対して競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書（様式第 5 号）により、その理由について説明を求めることができる。説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内に書面により回答するものとする。	
入札参加資格確認書等提出について （落札候補者）	・ 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第 2 号）」とする。 ・ 落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに提出すること。なお、持参又は郵送により提出するものとする。 ・ 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所：佐久市 市民健康部 人権同和課（本庁 2 階）	
入札結果の公表	・ 佐久市企画部契約課（本庁 4 階）において閲覧にて公表する。	

4 入札事項等

入 札 事 項	・ 入札回数は 2 回とし、第 2 回の入札をしても落札できないときは、第 2 回の最低入札者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は 2 回までとする。 ・ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。 ・ 入札時には金抜設計書に見積もった金額等を記入の上、持参すること（必要に応じ提出を求める場合もある。）。 ・ 代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。なお、全ての応札者は本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
低入札価格調査制度	・ 適用なし
最低制限価格	・ 適用なし
入札保証金	・ 免除 （ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の 100 分の 5 の納付を要する。）
契約保証金	・ 契約請負代金額の 10 分の 1 の金銭的保証 （ただし、佐久市財務規則第 124 条第 2 項に該当する場合は契約保証金に代わる担保の提供とみなし、同条第 3 項に該当する場合は免除する。）
前払金	・ 適用なし

中 間 前 払 金	・適用なし
部 分 払 金	・適用あり （佐久市財務規則第 138 条の規定による。）
債 務 負 担 行 為	・適用なし

5 その他の事項

- ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程（平成 17 年訓令第 54 号）の入札心得を熟読の上、御参加ください。

6 担当部課（問い合わせ先）

公告及び業務の内容	佐久市 市民健康部 人権同和課（佐久市中込 3056） TEL. 0267-62-3135（直通） FAX. 0267-64-1157 Eメール. jinken@city.saku.nagano.jp
-----------	--